平成３０年１２月２０日　熊谷市告示（乙）第２１４号
改正　令和　５年　２月１３日　熊谷市告示（乙）第　２９号

熊谷市屋外広告物条例（平成３０年条例第５３号。以下「条例」という。）第４条第１項第３号、第４号、第７号、第１０号及び第１１号、第５条、第６条第５号、第７条並びに第９条第１項第４号、第２項第３号及び第４項第２号の規定により、次のとおり指定し、令和５年２月１３日から施行する。

１　禁止地域等

⑴　条例第４条第１項第３号及び第４号の規定により市長が指定する地域　建造物に接する１００メートル以内の地域

⑵　条例第４条第１項第７号の規定により市長が指定する区間　東日本旅客鉄道及び秩父鉄道の市内全区間

⑶　条例第４条第１項第１０号の規定により市長が指定する区域　一級河川荒川河川区域のうち、熊谷市地内荒川大橋から下流１，３００メートルの地点までの河川区域及び当該河川区域から下流に向って左側１００メートル以内の区域

⑷　条例第４条第１項第１１号及び第５条の規定により市長が指定する区域及び場所　次に掲げる区域及び場所

ア　熊谷駅正面口駅前広場

イ　熊谷駅南口駅前広場

ウ　熊谷駅東口駅前広場

エ　籠原駅北口駅前広場

オ　籠原駅南口駅前広場

２　禁止物件（条例第６条第５号の規定により市長が指定する物件）

信号機設置の標柱の下端から道路に沿って前後１０メートルまでの地点の両側３メートル以内に存する電柱、街灯柱その他電柱に類するもの

３　はり紙等の禁止物件に係る道路（条例第７条の規定により市長が指定する道路）

市道並びに市の区域にある国道及び県道の全区間

４　適用除外

⑴　条例第９条第１項第４号の規定により市長が指定する団体等　次に掲げる団体等

ア　熊谷商工会議所

イ　くまがや市商工会

ウ　市内に存する商店街

エ　一般社団法人熊谷市観光協会

オ　本市を活動拠点とするスポーツチームであって本市と連携協定を結んでいるもの

⑵　条例第９条第１項第４号の規定により市長が指定する広告物又はこれに係る掲出物件　次のいずれにも該当するもの

ア　指定する団体等の設立目的に資するものとして、団体等の統一した意思により掲出するものであること。

イ　周囲の景観と調和するものであること。複数掲出する場合は互いに調和のとれたものであること。

ウ　同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること。

エ　蛍光、発光若しくは反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

オ　裏面及び側面が美観を損なわないものであること。

⑶　条例第９条第２項第３号及び第４項第２号の規定により市長が指定する行事　季節的行事又は地域の年中行事